

# 伊奈町文教民生常任委員会

令和3年3月8日（月曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和2年3月5日(木)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前09時01分

・休憩 午前10時00分

・再開 午前10時01分

・休憩 午前10時03分

・再開 午前10時05分

・休憩 午前10時22分

・再開 午前10時34分

・休憩 午前10時52分

・再開 午前10時54分

・休憩 午前10時56分

・再開 午前10時57分

◎閉会 午前10時57分

4. 出席委員名

委員長 藤原義春

副委員長 五味雅美

委員 高橋まゆみ、山野智彦、大野興一、上野克也、永末厚二

議長 村山正弘

5. 欠席委員氏名

委員 山本重幸

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監  
小島健司、都市建設統括監 安田昌利、会計管理者 中村知義、消防長 瀬尾浩久、  
教育次長 石田勝夫、企画課長 久木正、総務課長 増田喜一、福祉課長 松田正、  
子育て支援課長 瀬尾奈津子、南保育所長 磯部栄子、保険医療課長 久木良子、  
環境対策課長 大津真琴、クリーンセンター所長 大野正人、教育総務課長 渡邊  
研一、学校教育課長 水落美佳子、学校給食センター所長 森田慎一、生涯学習課  
長 秋元和彦

開会 午前 9時01分

○藤原義春委員長 おはようございます。

開会前にお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、出入口の扉の開放及び窓を少し開けておきますことをご了承ください。

また、マスク等につきましても、原則着用とし、発言する際はマイクの向きを調整していただき、着座で発言していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから文教民生常任委員会を開会します。

本日、本委員会の傍聴につきまして申出があった場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は、文教民生常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

今日から緊急事態宣言が再延長されたということで、2週間、今月の21日のお彼岸の中日ぐらいまでということがございます。

国でそういう施策、そして県も同様にとということで、実は土曜日に私どももコロナ対策本部を開催いたしました。国・県の方針に従って、2週間しっかりとやろうということがございます。さらに一段と強い方向でということを示唆しておりますので、今まで以上に外出を控えるようにしようということでもあります。

また、町民向けに防災無線等についても、今までと違った形での放送をしたいと思っております。今日から一部変更になりますけれども、徹底してまいりたいと思えます。

今日2人陽性者が増えて、今日現在で123人ですが、昨日の夜、2人増えましたので実質的には125人という数字であります。このところ、増えておりますので、さらに気を引き締めて、さらに徹底していこうと思っております。

当役場も、職員は今感染者は出ておりませんが、さらに徹底させたいと思っております。今、飲食関係は職員同士では一切禁止ということで、ゼロにしています。飲食関係はなしということでもあります。さらに今月は送別会、歓迎会等々が、これからの季節いろいろあります、が今月いっぱい役場同士の職員はやめようということで、食事会も一切ゼロにしようと、指示いたしました。

町民総ぐるみで、一人でも少なく済むように、早く収束できるように、これからも取り組

んでまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

今日の委員会は13議案の提案をさせていただいておりますけれども、全議案ともご承認賜りますよう、心からお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案13件であります。これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第4号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）の所管事項について質疑を行います。

18ページから21ページの第3款民生費について質疑はありませんか。ただし、19ページの第3目総合センター管理費は除きます。

上野委員。

○上野克也委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

20ページなんですが、子ども医療費が2,880万6,000円減額になっています。この理由を教えてくださいと思います。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 子ども医療費の減額の理由になりますけれども、令和2年度の歳出を見込みましたところ、相当分の不用額が出る見込みになりましたので、今回補正をするものでございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 そうすると、見込みまで需要がなかったという形ですか。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 19ページ、介護保険システム改修事業で269万円を計上されていますけれども、これは額が変わった、制度が変わったんだろうと思うんですけども、ちょっと高い改修費ですけども、内容を教えてください。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 介護保険システム改修事業の関係でございますけれども、まず、1点目といたしましては、令和3年度の税制改正に対応するものでございまして、給与所得、公的年金に係る所得控除額、あるいはひとり親に対する税制上の措置などの変更に伴いまして改修するものでございます。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 これは伊奈町だけのシステム改修ですか。分担金じゃなくて、伊奈町だけのシステムを変えるということですか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 こちらの改修につきましては、伊奈町独自のものだけではなくて全国的な改正になります。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 全国的な改正ですから、伊奈町だけのソフトを変えるのか、それともクラウドの中の分担金ですかということの意味ですが。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 こちらにつきましては、後者のクラウドの改修になります。

○永末厚二委員 了解です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美副委員長 おはようございます。お願いします。

18ページの障害福祉総務事務費の障害福祉総合支援システム改修ですが、これはどういう改修なのかを教えてください。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 ご質問のシステム改修の中身でございますが、こちらにつきましては、まず、令和3年度の報酬改定に伴うもの、また、個人所得課税の見直しに伴う改修、それと最後に、みなし寡婦（夫）適用の見直しに伴う改修、この3点を柱としたものでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美副委員長 ありがとうございます。

それから、20ページの子ども食堂が、結局コロナの関係で稼働できなかったということで予算をなくしたわけですが、今後の見通しはどうか、子ども食堂の稼働について教えてください。

○藤原義春委員長 子育て支援課長。

○瀬尾奈津子子育て支援課長 子ども食堂の今後の見通しということでございますが、ただいま社会福祉協議会が中心となりまして、有志の方と一緒に進めていたところです。本当は3月にオープンということだったんですけれども、それからしばらくコロナの関係でできませんで、11月頃、もう一回再開のために努力いたしましたが、再度の延長ということになりました。緊急事態宣言も延長されておりますので、ただいまのところ、再開できそうもないですが、また今後、話し合いを持ってみて近隣の状況も参考にしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

21ページから23ページの第4款衛生費について質疑はありませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 21ページの生活排水浄化対策推進事業でマイナス補正してありますけれども、これは希望者が少なかったということでしょうか。

○藤原義春委員長 環境対策課長。

○大津真琴環境対策課長 おっしゃるとおりです。申請者が少なかったということです。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 今年の実績を教えてください。

○藤原義春委員長 環境対策課長。

○大津真琴環境対策課長 予算は20基に対しまして、3基でございます。

○永末厚二委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 22ページ、焼却施設の改修事業で、同じようにマイナス補正が300万円ばかりされていますけれども、これはいかなるもののでしょうか。何か予定が変更になったのか。

○藤原義春委員長 クリーンセンター所長。

○大野正人クリーンセンター所長 こちらにつきましては、入札によりまして請負残が生じたことから、減額とさせていただきますのでございます。

以上でございます。

○永末厚二委員 入札が安くなったということですか。

○大野正人クリーンセンター所長 はい。

○永末厚二委員 分かりました。了解です。

○藤原義春委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

26ページから28ページの第9款教育費について質疑はありませんか。

上野委員。

○上野克也委員 26ページの修学旅行等キャンセル料補助金434万5,000円なんですが、この内訳を教えていただきたいと思います。小・中学校7校に対して、それぞれ幾らぐらい削減になっているのか。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 修学旅行、林間学校実施に伴い削減させていただきました金額について、お答え申し上げます。

小室小学校につきましては、修学旅行が4万8,400円、林間学校が7万200円、小針小学校の修学旅行が5万2,500円、南小学校修学旅行が4万3,120円、林間学校が6万3,600円、それから小針北小学校の林間学校が12万1,500円、それから伊奈中学校の林間学校につきましては53万1,696円、小針中学校の修学旅行が270万3,990円、南中学校の修学旅行が71万976円ということになっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 小針北小学校は修学旅行の費用が今なかったと思うんですけども。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 小針北小学校の修学旅行につきましては、3月で計画しておりましたが、緊急事態宣言が延長されたことにより実施ができなかったもので、そちらについてはキャンセルとなりまして、キャンセル料がかかっているものでございます。

以上です。

○上野克也委員 了解しました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。



山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

今の確認ですが、そうすると、修学旅行、林間学校ができなかったのは小針北小学校の修学旅行だけ、ほかの学校は全部できたという理解でよろしいのでしょうか。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 小針小学校の林間学校については、今、代替行事を検討しております。また、まだそちらの実施等できておりませんので、そちらについてはまだ決定というか、決まっていないという、検討中というところがございます。

〔「北小の修学旅行だけできない」と言う人あり〕

○水落美佳子学校教育課長 そうです。小針北小学校の修学旅行だけ実施できなかったということになります。

○山野智彦委員 分かりました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第4号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第4号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）のうち所管事項について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第4号議案のうち所管事項について原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 令和2年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑はありますか。

上野委員。

○上野克也委員 7ページ、生活習慣病重症化予防対策事業で、これも減額でマイナス226万3,000円なんですけれども、これは当初の見込みより少なかったというような説明があったと思うんですけれども、当初の見込みに対して何人ぐらい参加して、何%ぐらいの実施率なのかを教えてくださいと思います。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 生活習慣病重症化予防事業の減額につきまして、当初予算では、参加人数といいますよりも、こちらの事業が埼玉県と国民健康保険連合会との共同の事業でありまして、予算計上時に数値を提示されます。それを予算として計上するんですけれども、令和2年度の予算計上の際の、主な項目の人数で申し上げますと、受診勧奨者が52人、保健指導が16人、継続支援が14人という見込みで金額が提示されたんですけれども、実際、令和2年度の実績が、受診勧奨者が62人、保健指導が9人、継続支援が3人ということで、人数が減少したということで今回の減額補正となっております。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 これは減少した理由というのは、コロナの中で減少してきたのか、この対策がきちんとやっているから少なくなったのか、どうなのでしょう。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 今回の減少につきましては、若干受診勧奨の部分に関しては、コロナ禍で受診勧奨を少し控えるような動きはあったようなんですけれども、実際そこが大きく影響しているということではなくて、対象者が実際にいたんですけれども、保健指導等をやりますと手挙げをする方が少なかったということだと思います。保健指導に関しては、本人の同意があって保健指導につながりますので、そういうことで減少したんだということだと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 了解しました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 同じく今の生活習慣病重症化のところなんですけれども、実際に手挙げしな

ければ指導もないということで、実は私もこれは個人的に指導を受けたことはあるんですけども、ただ電話でヒアリングして、はい、はいみたいな感じで終わるとというのが実態だったりするのではないかとこの部分につきまして、その実効性というものについてはどう判断されていますでしょうか。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 実効性ということなんですけれども、先ほども申しあげました埼玉県と連合会との共同事業に市町村が参加する形で実施しているんですけども、プログラムがございまして、それに基づいて実施ということになっております。伊奈町で言いますと、平成30年度から参加を始めて令和元年に結果が出てきているところなんですけれども、実効性というところでは期間が、まだ2年、3年というところですので、これからその結果が出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 県と連合会の事業ですので、町として判断は難しいとは思いますが、町としてもお金をかけているところがございますので、実効性があまりないようであれば、意見具申して、事業の廃止みたいなのも言っていく必要があるかなと思います。意見でございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

五味委員。

○五味雅美副委員長 8ページの償還金なんですけど、3,664万円、最後ですけども、これは説明のときに交付金の精算という説明があったかと思うんですけども、改めて伺いたいのですが、特定財源で3万6,640円、財源が書いてあるんですけども、この内容を改めて伺いたいと思うのですが。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 償還金になりますけれども、こちらが過年度分の交付金の実績報告による精算になっております。内容は第三者行為、主になんですけども、交通事故に遭った方が医療を受けた分ですね、一旦、国民健康保険が立替えをして、その分のお金が返ってきた場合、過年度に交付金を受け過ぎていたことになるので返還するというものになっております。

内訳は、平成30年度の精算額として902万5,734円、令和元年度が2,761万4,526円、合計で

3,664万260円が過年度の精算として、返還する金額になっております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美副委員長 そうしますと、この交通事故になった特定の立替金を返したということになるんですか。それが、だから平成30年と令和元年と時期がずれていると思ったので、それが終わったので返したということなんですか。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美副委員長 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第5号議案 令和2年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 令和2年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

上野委員。

○上野克也委員 よろしくお願いたします。

3点ほどございます。

まず6ページ、介護保険災害臨時特例補助金なんですけれども、多分これは東日本大震災で福島原発とか何かの避難の関係で来ている部分だと思います。今回、補正でプラス10万7,000円なんですけれども、東日本に関係する方々が伊奈町にはどの程度、いらっしゃるのか、その辺で多分これは増えているんだと思います。その状況を教えてください。

次に、その下に保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金という、この2つがありますけれども、これはそれぞれ各自治体によっていろんな計画を立てたものに対して、評価によって交付金が来るんだと思うんです。これは補正でこれだけ金額が増えた、交付が決まったという部分は、伊奈町の計画なり施策の評価がよかったという部分だと思いますので、何がよかったのか、どういう部分で計画に対して実施がうまくいったというものだと思いますので、その辺の交付金をもらった背景を教えてください。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 まず、1点目の災害臨時特例補助金のございますけれども、こちらにつきましては、今お話がございました東日本大震災に伴う避難者は伊奈町には今いらっしゃいません。今回のこの補助対象となるものでございますけれども、その上の第1号被保険者保険料、こちらで18万1,000円を減額させていただいております。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、前年度と比較して70%以上、収入が減少した方を対象に保険料を減免するというものでございまして、対象者としては6名いらっしゃいます。総額で18万1,000円を減額、保険料を減免させていただいて、その分の10分の6が、この災害臨時特例補助金として入ってきたものでございます。

次に、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の関係でございますけれども、委員おっしゃったように、町の健康づくり等に対する取組につきまして一定の指標がございますので、それによって配点をされて交付されるというものでございます。

主には、たくさんの項目がございまして一概に申し上げられないんですけれども、例えば介護の認定者に対しまして、定期的にモニタリングや考察は行っているかというところに対しての配点や自立支援、重症化防止等に関する施策について進捗管理がされているとか、そのような項目によって配点されたものでございます。

県内の状況でございますが、県全体では63市町村中36位ということでございます。それと、県全体では36位なんでございますが、これは被保険者の人数の規模によりまして幾つか区分がございます。当町の場合、被保険者数が1万人を超えておりますので区分3というところになるわけなんですけれども、そちらで申し上げますと、38市町のうち22位ということで

ざいまして、町村部ですと大体1万人を切る、被保険者数が1万人を切る市町村が多いもの  
ですから、その中で評価していただいてより多くの配点をもらえるわけなんです、当町の  
場合は1万人を超える、県内で言えば市と同じ土俵で配点をされるということで、取組を行  
っても、なかなかその分の配点が少ないというような状況はございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 そうしますと、まず1点目の臨時特別給付金の関係は、東日本の避難者の方  
はゼロということで、介護保険の減免によって国の補助金が出たと。2番目、3番目の交付  
金に関しては評価がよかったと。

近隣に対してはどうなんですか。この北足立郡と比べると、その中でどの程度の、上尾市  
よりいいよとか、桶川市より伊奈町がいいんだとかって、その辺の評価はどうなんでしょう。  
比較できないですか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 近隣との比較ということでございますが、先ほど申し上げました県全体、  
あるいは被保険者の区分によっては順位を調べてございますが、近隣との比較はしてござい  
ません。

○上野克也委員 分かりました。

できるだけ県の順位、36位とか22位より上がるように努力していただければと思います。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 今の上野委員と重複していますので、2点ほど質問させていただきます。

1つは、先ほどの機能強化推進交付金のことですが、これはゼロということもありますか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 こちらの保険者機能強化推進交付金等で、配点がゼロということがある  
かというご質問でございますが、基本的に、通常取組に対しましてはある程度の配点はさ  
れておりますので、ゼロという配点はないかと考えております。

○藤原義春委員長 大野委員。

○大野興一委員 分かりました。

それからもう一点は、5ページの基金積立金の補正で1,010万円ですか、プラスされてい  
て、合計で2,888万円ありますが、この基金積立金というのは大体例年こんな具合ですか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 基金積立金の関係でございますけれども、ちょっと昨年度の資料は持っていないのですが、こちらの目的といたしましては、今回は介護保険の保険給付費支払金の不足に充当するものでございます。

今回の積立金につきましては、歳入でございます保険者機能強化推進交付金、それと介護保険者努力支援交付金、この合計額1,010万9,000円を積み立てたものでございます。

○藤原義春委員長 よろしいですね。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第7号議案 令和2年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 令和2年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第8号議案 令和2年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美副委員長 国民健康保険の2割、5割、7割軽減の均等割減額については、よくやっていたと思います。

それで、お聞きしたいんですが、この対象者の人数ですね、2割減、5割減、7割減の対象者数はどのくらいになっているのか教えてください。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 7割、5割、2割軽減の対象者でございますが、令和2年10月1日現在で来年度の見込みをさせていただきましたところ、7割の軽減の方が1,575人、5割の方が1,329人、2割の方が1,308人、合計で軽減の対象になる方は4,212人となっております。以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美副委員長 結構大勢というか、広いというか、対象者が大きいですね。やっぱり大きな影響になると思います。

分かりました。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。



本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第19号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案 伊奈町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 それぞれ高等学校、大学、対象はこれまでどれくらいだったのでしょうか。

実績を教えてください、昨年の実績で結構です。

○藤原義春委員長 教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 貸付けの近年の実績でございますけれども、平成30年で6人、160万円、それから令和元年度が4人で130万円、今年度は今のところ4人で100万円となっております。

以上です。

○永末厚二委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第20号議案 伊奈町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第20号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案 伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美副委員長 第8期ですね、令和3年度から5年度、基準額が6万6,000円ということになるんですが、1期からの基準額の推移を教えてくださいませんか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 第1期からの基準額の推移でございますけれども、まず、平成12年度からの3年間の第1期につきましては3万1,900円、平成15年度からの第2期につきましては3万4,500円、平成18年度からの第3期につきましては4万4,600円、平成21年度からの第4期は4万3,500円、平成24年度からの第5期は5万1,800円、それと、平成27年度からの第6期につきましては5万2,200円、平成30年度からの第7期につきましては5万7,600円でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美副委員長 2000年に介護保険制度が始まって、21年たって、来年からまた22年目に入るわけですがけれども、今お話ありましたけれども、最初は3万1,900円で、ずっと上がってきているんですね。4期が若干横ばい、僅かに数千円マイナスになりましたけれども、それで来年度からは6万6,000円と倍以上になっているわけですね、106.9%の増加です。20年という期間の中ですけれども、物価も、それから収入も給料も年金も上がっていない中で、介護保険料だけが倍の金額に上がってきている。町として、低所得者の方への減免制度ですとか、そういった努力をされているのは分かりますが、そうはいつでも介護保険料だけがこんなに上がるということ、それでこれがどこまで上がっていくかと、これから。やむを得ないから上げていくというのでしょうかけれども、青天井でずっと上がっていくのかと、やはり物すごく心配になるわけですね、これから高齢化社会に向かっていく中で、多くの町民の方

が。その辺をどのようにお考えなのか伺えますか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 今後の保険料の見込みということでございますが、まず、基本的に保険料の推計につきましては、各計画期3年間の標準給付費、あるいは地域支援事業費、これを見込みまして、その3年間の被保険者数、延べ人数で除して得た金額ということになっております。こちらにつきましては、第1期の高齢者の被保険者数、あるいは要介護認定者数、こちらの数字は持っておりませんが、町は傾向として高齢化がかなり進んでおまして、65歳以上の人数もかなり増えております。あとは、加えまして、要介護認定者の数も増えているというような状況で、介護サービスを使う方が増えているというような状況がございます。

併せて、保険料が上がる要因といたしましては、65歳以上の第1号被保険者保険料、これの負担割合が増えていると、今現在、23%でございますけれども、第1号被保険者として頂く保険料の割合は、以前はもっと低かったというような状況でございます。

このような状況の中で、介護給付費に対しましては、町でも一般財源を12.5%程度負担しているという状況にございまして、保険料の抑制につきましては基金を繰り入れるという形で取り組んでいるところでございますが、今後高齢化が進みましてサービスを受ける方が増えるとなれば、当然介護給付費、あるいは地域支援事業費が増える状況でございますけれども、これを抑制していくためには、やはり介護予防事業等に取り組んでいく必要があると考えております。

このコロナ禍の中で、人を集めて介護予防事業をすぐに始めるというような状況は、なかなかできるとは思えませんけれども、コロナが収束しまして、集合型の予防事業ができるようになりまして、町としましても積極的に取り組んでいきたいと。このことによって、介護給付費の抑制を図りたいと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美副委員長 高齢化が進んでいくから費用が増えていくのは当然なわけですね。ただ、介護保険そのものが、要支援者がもう制度から外れて、要介護の1、2も徐々に外していくと。制度をつくったけれども、利用できないような状態にどんどんしていくと。町の財政負担は当然あるわけですが、根本は、そういう中で国が負担すべきものを減らしてきているところに大きな問題があるわけで、だからといって、上がっていくのはやむを得ないな

としているわけにもいかないわけですね。やはりこれは国に対して要望するなり何なりも含めて今後のことを考えていただかないと、やっぱり多くの高齢者の方が末長く生きていくために、非常に不安をこれから抱かざるを得なくなるんじゃないかなと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 大野委員。

○大野興一委員 それでは、全国的に上げないところがありますか、そういう把握はしておりますか。それから、埼玉県の中では上げないところがありますか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 保険料の見直しの関係でございますが、全国的、あるいは県内の状況は私どもでは把握ができておりません。

以上でございます。

○藤原義春委員長 大野委員。

○大野興一委員 上げないところもあるんですね。そういう市町村、努力をしている市町村もありますし、それから保険者の主体は市町村にあるわけですから、やはりずっと上がっていくという現状を見て、国が基準を示したからそのまま上げていくという姿勢でなくて、やはり市町村のもう少し主体的な取組が必要だと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第22号議案 伊奈町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立多数であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 伊奈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

この23号議案から26号議案までは、その居宅サービスの違いによって、この条文が分かれていますので、通しで質問をさせていただきたいのですが、まず実態として、該当する支援サービス事業の町内の事業者数というものを教えていただけますか。

それと利用者数ですね、それをこの種類別に教えていただけますでしょうか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 ただいまの対象となる事業者数でございますけれども、まず居宅介護支援、第23号関係でございますが、こちらにつきましては12事業所になります。

それと、第24号議案の関係でございますが、こちらにつきましては1事業所になります。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

○松田 正福祉課長 第24号関係が1事業所でございます。

それと、第25号、第26号議案の関係でございますが、地域密着型の事業所になりますが、こちらはそれぞれ7事業所でございます。

それと、利用者数につきましては、現在資料がございません。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 この4つの条例は、それぞれ事業者に、虐待の防止とか人権の擁護のための必要な体制を講じることを命ずるもので、研修の実施等の措置を求めるものかと思いますが、利用者数の把握は、それもできないと、その実行のところを町として確認ができないんじゃない

ないかなと思うんですけども、利用者数の把握について、していないことの原因は何でしょうか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 利用者数の関係でございますけれども、利用者数を把握していないのではなくて、大変申し訳ございませんが、今は数字を持ち合わせていないという状況でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 後ほど、参考に教えていただけますか、特別委員会と同じ感じで。

○藤原義春委員長 福祉課長、会議終了後に資料等を配れますか。後でも、後日でも構わないんですけども。

山野委員。

〔「後日じゃ駄目なんだよ」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時05分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

山野委員。

○山野智彦委員 では、事業者に対して、今回の各条例の研修実施等の確認はどのようにされる予定でしょうか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 事業所への確認でございますが、一定期間を置きまして、アンケート等で確認をしていきたいとは考えております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 これまで、虐待とか問題が起きた事例というのは、町内の各施設から上がったものはありますでしょうか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 町内事業所の虐待等の状況でございますが、ここ1年で1件ほど通報が

ございましたが、最終的にそれが虐待案件だったのか、そうでなかったのかというところまでの特定には至っておりません。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

これも学校のいじめに似ているところもなく、なかなか判定が難しいところもあると思います。また、今のこの事業所は、多分かなり小さい零細、家庭の普通の家屋を利用してやっているような事業所なんかもあつたりすると思いますので、人員も少ないし、管理体制も大きな事業所のようにはなかなかいかないだろうし、非常に難しいところがあると思いますので、条例で定めてよしではなくて、実態のところをよりきめ細かく取るようお願いできればと思います。

ありがとうございます。

○藤原義春委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 よろしくをお願いします。

今、山野委員がおっしゃったことと多少重複いたしますけれども、よろしくお願いします。

こちら条例になっているんですけども、例えば条例違反というか、そういうことが起きた場合というのはどういう対処をするのでしょうか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 こちらの条例につきましては、経過措置がございまして、基本的にその期間は努めるようにするというようなことになっております。条例違反につきましては、その経過措置期間も含めまして、町から適切な指導・助言を行っていきたいと考えております。

○藤原義春委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 先ほど、実態をアンケートで伺うというお話だったと思うんですけども、実際、利用者とか、あとはケアマネなどから聞き取るというか、そういうことも想定しているのでしょうか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 ケアマネですとか、そういう方々の意見といたしますか、情報等も入れていくかというようなことですが、もちろんその必要はあるかと考えておりますし、年に一度、実地指導監査を実施しているというような状況もございますので、そういう機会を捉えて、適切にこの条例が運用されているかどうかにつきまして確認していきたいと考えております。

○藤原義春委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 こういったことというのはなかなか伝わらないというか、ご家族にとっては、何か言うとお出されてしまうんじゃないかというところがありますので、なかなか表に出づらいところだと思います。

ですので、今、年に1回というお話だったんですけれども、1年に1回ではなくて、もう少し回数を増やして、町内の事業所には町で出向くような機会があるといいかと思えます。

それと、これ虐待の条文が増えたと思うんですけれども、3ページ、附則の部分なんですけれども、言葉の言い回しといいますか、「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とあるんですけれども、これは軟らかくなるということだと思うんですけれども、こちらは分かりづらいので、ご説明いただけますでしょうか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 こちらの3ページの附則の関係かと思えますけれども、こちらにつきましては、今おっしゃいましたように軟らかくなると、この期間につきましては、努力規定という形での附則の規定になっております。

○藤原義春委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 努力義務ということなんですけれども、これ、とても大事なことなので、努力は当然なんですけれども、そうなった場合にしっかりと指導をしていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 そもそもこの条例の監督責任は、伊奈町のどこがやるんですか。

それから、罰則はどういう具合にあるんでしょうか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 まず、町のどこがこの監査をやるのかということですが、これは福祉課が所管になります。

それと、罰則につきましては、現在のところ罰則規定はございません。

以上でございます。

○藤原義春委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 私から少し補足させていただきます。



この条例を含めてなんですけれども、介護の關係の事業所、特別養護老人ホームですとか、これは地域密着型という名前になっていますけれども、デイサービスとか、いろいろ事業所があるんですね。その中で、特養ですとか、そういったものについては県の許認可になっていまして、指導監査も県でやるようになっております。それ以外のデイサービスとかヘルパーの事業所につきましても、通常のものについては県の許認可になっていて、県の監査の体制になっています。

今回出しました地域密着型という名前がついているものについては、これは各自治体、市町村の許認可権限になりますので、地域密着型予防とか地域密着型事業所というのは、町の許認可、指定というのが許認可という意味なんですけれども、地域密着型って何かといいますと、制度で広く介護事業を始めた頃はなかったんですけれども、だんだん地域の中の人が使いづらくなってきたというので、特養もそうなんですけれども、どこでも自由に入れるんですよね。そういうのをもうちょっと地域ごとに介護支援をしたほうがいいんじゃないかということで、制度が改められまして、各自治体の中が優先、地域密着型で伊奈町の町民を優先するという、そういった事業所になります。

課長が申し上げたように、町内には、デイサービスとか含めまして、7か所地域密着型の事業所があります。それ以外に幾つも事業所はあるんですけれども、それは地域密着型というのがついていませんので、それは伊奈町じゃなくて、どこの市町村の方も自由に使える。この地域密着型とついているものについては、基本的には伊奈町の方を優先して、事業所としてやってもらう。

ただ、絶対町外の人が使えないということではないんですけれども、優先度は高いという事業所が7か所あるということで、ちょっと繰り返しになりますけれども、ここの許認可権限ですとか、監査権限につきましても、条例で定めて、町で対応しておりますので、年1回といいますか、監査して、正しく事業が行われているか、虐待が行われていないか、条例に基づいてしっかりとした組織ができているか、そういったものにつきましても、職員が行ってよくチェックして、漏れがないようにやってもらうような体制になっているかと思います。万が一、そこでなっていないければ、しっかりちゃんと条例に基づいてつくってくださいということを指導するという形になろうかと思います。

以上でございます。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 要するに、許認可に關係するわけですから、最大の罰則は認可を取り消すと

ということになると思うんですね。ですから、おっしゃるように県が認可するものは県が、それから町が認可するものについては町が担当すると、こういうことで、その所属は福祉課がやると、こういうことですね。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 この条例は、人権擁護、虐待とか、事業継承とか、蔓延予防の訓練をするという、いろいろ今回の条例で、厳しいというか、やらなければならないのが明確になってきているわけなんです、これはそれぞれの事業所に、まだこれ決裁が終わっていませんから、通った後、各事業所にどういう形で、条例の条文をこうですよと渡しても、なかなかこれ議員でも読みにくいというか、理解しにくい部分があると思いますので、どういう形で各事業所にこの内容を伝えるのか。

事業者は、伝わってきた条例を、規定に対していろいろやらなければならないとか、計画を立てます、こうしますという部分を講じるとか、努力義務もあるんですけども、マニュアルを作れという形で、要は、いつまでに、査察じゃないですけども、見に行ったときに、こうなっていますよと明文化しなくちゃいけないのか、明文化するためのフォーマットというのか、何か基準ができていいのか。

あと、地域との訓練もしなくちゃいけないという条例も中にはあったと思うんですけども、住民に伝えて、住民と一緒に訓練もいついつしますよという部分、そういう部分について具体的に事業者へ手取り足取りうまく説明するという、そんな方法は何かお考えになっているのか、教えていただければと思います。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 各事業所への周知ということでございますけれども、こちらにつきましては、国から各事業所には、町への通知と同様に、介護保険最新情報というものが送付されておりまして、町はその情報を基に、今回、改正をさせていただいているということでございますので、各事業所は、このあたりの改正につきましてはご存じなのかなと考えておりますが、これが徹底されているかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたように、今後、アンケートあるいは実地指導等を通じて確認していきたいと考えておりますし、各事業所からのお問合せにつきましては、福祉課で丁寧に対応していきたいと考えております。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 そうすると、あと訓練とか何かそういうのも、今の話じゃないですけども、その都度、こう書くんですよ、こうするんですよという部分なんじゃないかな。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 繰り返しになりますが、基本的に同じ情報が各事業所には行っておりますので、訓練等の書き方といたしますか、取り組み方ですね、そういうものについて不明な点がありましたら、お問合せをいただいて、対応していきたいと考えております。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 大変だと思いますが、親切丁寧によりしくお願いいたします。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第23号議案 伊奈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ただいまより10時35分まで休憩とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時34分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

福祉課長。

○松田 正福祉課長 先ほど、山野委員のご質疑の中で、各事業所の利用人数ということでご

ございますが、今担当に確認させましたので、申し上げたいと思いますが、居宅介護支援事業所、こちら12事業所で、1月末の数字になりますけれども、利用者数は608名ということでございます。それと、1事業所ございます介護予防支援事業所につきましては、1月の利用が130名でございます。それと、最後に地域密着型の事業所、7事業所になりますが、こちらにつきましては、1月で100名の利用があったということでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 確認ですが、それは頭数でよろしいんですか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 実数でございまして、延べ人数ではございません。

○藤原義春委員長 よろしいですね。

次に、第24号議案 伊奈町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 利用者人数、ありがとうございます。

大変基本的な質問で恐縮なんですけど、いわゆる特養とか、グループホームとか、デイとか、類型があるわけなんですけど、その地域密着の小型版がこれらの条例に該当するものだと理解しようとしているんですけど、どれがどれに対応しているのかというのを、基本的なことで申し訳ないですが、教えていただけますか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 まず、事業所の内訳といいますか、区分でございまして、居宅介護支援事業所といたしましては、ケアマネが在籍している事業所ということになりまして、先ほど申し上げましたように、こちらにつきましては12事業所ということでございます。

介護予防支援事業所につきましては、こちらは町の地域包括支援センターになります。

地域密着型の事業所につきましては、小規模多機能型居宅介護の事業所と、あとはデイサービス、通所介護を行っている事業所。数字を申し上げますと、通所介護事業所では11事業所ございますが、そのうちの3事業所が地域密着型でございます。それと小規模多機能型居宅介護事業所、こちらが1事業所、それ以外に認知症対応型の共同生活介護の事業所ござ

いますが、そちらで3事業所というような状況でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 認知症対応型というのは、いわゆるグループホームと呼ばれるものでよろしいんですよね。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 委員おっしゃるとおり、グループホームでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 地域密着型介護予防サービス、第26号議案の区分というのはどういうものになるのでしょうか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 第26号議案の地域密着型介護予防事業所につきましても、先ほど申し上げました区分と全く同じでございます。

○山野智彦委員 分かりました。ありがとうございました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第24号議案 伊奈町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案 伊奈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第25号議案 伊奈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第25号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案 伊奈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第26号議案 伊奈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第26号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案 伊奈町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 この一般廃棄物処理施設はごみ処理施設ということで、対象として、今後、新しく造るごみ処理施設のことを言っているという理解でよろしいのでしょうか。

○藤原義春委員長 クリーンセンター所長。

○大野正人クリーンセンター所長 今回のこちらの条例でございますが、クリーンセンターの基幹的改良工事に伴いまして、運転時間が延びること、それに伴う条例でございます。新しいところにつきましては、今後の規模の大きさにより、こちらの条例が適用されるかどうかというところなんです、規模はまだ決まっておきませんので、今の時点では何とも言えないところでございます。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第27号議案 伊奈町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第27号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案 工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 単純な質問なんですけれども、ここに予定価格と最低限度価格という両方の金額が載っていると思うんですが、それぞれの価格の設定というか、その差は何なのか、教えていただきたいと思います。参考資料の2枚目。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 まず、予定価格でございますが、入札のときの基準となる価格でございます。これよりも上の価格ですと、予定価格超過でございます。失格となりまして、これよりも下の価格を入れた業者で、最も安い業者が落札対象者となりますが、伊奈町の一般競争入札の場合につきましては、最低制限価格を設定しておりますので、予定価格よりも低くないと駄目なんですけれども、最低制限価格を下回ってしまいますと、あまりにも安い価格というのは、品質ですとか、そういったところで問題が生じる可能性があるというところで、これよりも上の価格の制限を設定したものでございまして、予定価格よりも下で、かつ最低制限価格よりも上で、最も安い価格を入札された方が落札者となるようにしております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 最低制限価格を算出する基準とか何かというのは、国とか、いろんな物品だとか、作業に対する何かマニュアルみたいのがあるんですけれども、それで全部町ではじいて、この最低というのを出しているんですか。その辺を教えてください。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 最低制限価格の算出につきましては、伊奈町の場合、埼玉県の要領を準用しております。それで試算をしております。その上で、決裁を取り、予定価格を決定しております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 はい、ありがとうございます。



○藤原義春委員長 大野委員。

○大野興一委員 1点質問させていただきます。

これ、上尾市の業者が競争入札で取ったわけですが、今のコロナ禍の中では、非常に町の小さい業者は大変だと思いますが、下請なんかは、こういう場合に、伊奈町の業者が入るということはあるのでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 一般競争入札の結果、上尾市に所在地を置く業者が落札されましたけれども、今回、入札に当たりまして、この入札に参加できる地域の範囲は、北本県土整備事務所管内ということで、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町、あと隣接する蓮田市、この5市1町の中にある業者というところでエリアを定めまして、一般競争入札を実施いたしました。

落札された業者が上尾市ということでございますので、伊奈町にも近くて、あくまでもこれは落札業者が決定することでございますが、町内の業者が下請で入ることは考えられます。以上でございます。

○藤原義春委員長 大野委員。

○大野興一委員 できるだけ町内の業者を使えるようにしていただきたいものと思います。

それから、加えて、南小学校ですので、こちら早く工事が進むように、よろしくお願い致します。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第29号議案 工事請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第29号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教民生常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

暫時休憩とします。

ここで執行部の退席をお願いします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時54分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

上野委員。

○上野克也委員 文民の視察は、コロナ禍で中止なんですけれども、いろいろ全国の実態見ますと、視察をオンラインでやっているというところもあるんですね。ですから、例えばどこかへ行きたいよといったときに、向こう側と伊奈町とのオンライン会議みたいな形でやれば、コロナであってもできるのかなと。費用的にもネット回線だけですから、今回、タブレットが入ってきますから、それをもってオンラインで視察という部分もできると思うんで、もしそういうのがあれば、何か一つの提案として申し上げておきます。

以上です。

○藤原義春委員長 局長、何か意見があればお願いします。

局長。

○嘉無木 栄議会事務局長 実は、この間の全協等でもご説明いたしましたように、最終日の補正予算で、新たに議会費で追加させていただきたいということで、モニターとか、プロジェクターとか、あとカメラなんかも設置したいと思っていますので、ぜひタブレットが導入されましたら、そういったものを利用していただいて、研修も進めていただくのもいい方法なのかなと今思っております。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 ソフトのライセンスを獲得しないと、ZOOMなんかはサービスだと1時間で終わりなんですよ。だから、そういうことも配慮していただければありがたいと思います。ソフトも買っていただくと。

○藤原義春委員長 局長、よろしいですか。

○嘉無木 栄議会事務局長 それもいろいろ検討させていただきます。

○藤原義春委員長 ほかの皆さんから何かご意見ありますか。

〔「ちょっと休憩して」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

ほかに何かございますか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 それでは、閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いします。

○五味雅美副委員長 年度末を迎えて、緊急事態宣言も2週間延長ということになりましたけれども、皆さん気をつけていただいて、乗り切っていただきたいと思います。

お疲れさまです。

○藤原義春委員長 これをもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時57分